

高額障害福祉サービス等給付費のご案内

— 障がい福祉サービス等の利用者負担額がある方へ —

- ・ 同一世帯に障害福祉サービス等を利用する方が複数いる場合
- ・ 一人で複数のサービスを利用する場合

手
続
き

世帯における利用者負担額の合計が
基準額を超えた場合

超過分の金額が、「高額障害福祉サービス等給付費」「高額障害児通所給付費」「高額障害児入所給付費」として払い戻しされます。

・ 合算の対象となるサービス利用料

- 1 障害者総合支援法に基づくサービスの利用者負担額
(例) 居宅介護・重度訪問看護・短期入所・就労移行・継続支援など
- 2 介護保険法に基づくサービスの利用者負担額(※1との併用者)
(例) 訪問介護・訪問看護・訪問入浴・通所リハビリ・福祉用具貸与など
- 3 児童福祉法に基づく「障害児支援(通所・入所)のサービスの利用者負担額
(例) 障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービス等)、障害児入所支援など
- 4 補装具費の利用者負担額

・世帯の範囲

種別	合算の対象となる世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18歳、19歳は除く)	障害のある方(ご本人)とその配偶者
18歳未満の障害児 (施設に入所する18歳、19歳を含む)	住民票上の世帯

・払い戻しされる金額

世帯における一月の利用者負担額合算額の内、基準額(37,200円)を超えた額

ただし、障害児は特例で、下記のいずれかに該当し、受給者証の利用者負担上限額が、いずれも37,200円未満の場合、高い方の額が基準額になります。

1. 1人の障害児が、複数の受給者証でサービスを利用している場合
2. 障害児のきょうだいが、それぞれサービスを利用している場合

・申請手続きに必要なもの

個人番号(マイナンバー)の分かるもの	個人番号カード・通知カード。
振込先口座の分かるもの	通帳の写し等
利用したサービスの領収書	利用した対象サービスの内、利用者負担額の分かるもの ※食事や活動費等実費負担分は対象となりません ※「請求書」「通知書」は領収書の代わりにはなりません。
受給者証	障害福祉サービス・障害児通所給付費、障害児入所給付費
補装具支給決定通知書	補装具の支給決定を受けている場合
高額介護サービス費支給決定通知書	介護保険サービスも利用していて、高額介護サービス費の支給を受けている場合

お問い合わせ先

山武市役所 社会福祉課 障がい福祉係

電話 0475-80-2614